

令和 7 年度糸魚川市国民健康保険事業 特別会計予算

令和 7 年度糸魚川市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,761,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 17 日提出

糸魚川市長 米 田 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4 9 3, 7 4 0
	1 国民健康保険税	4 9 3, 7 4 0
2 使用料及び手数料		5 0
	1 手数料	5 0
3 国庫支出金		2 7
	1 国庫補助金	2 7
4 県支出金		2, 8 3 4, 5 0 1
	1 県補助金	2, 8 3 4, 5 0 0
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		5 5 0
	1 財産運用収入	5 5 0
6 繰入金		2 7 3, 4 3 7
	1 繰入金	2 7 3, 4 3 7
7 繰越金		1 5 7, 0 8 9
	1 繰越金	1 5 7, 0 8 9
8 諸収入		2, 0 0 6
	1 延滞金、加算金及び過料	1, 0 0 3
	2 雑入	1, 0 0 3
歳 入	合 計	3, 7 6 1, 4 0 0

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		5 6, 8 0 7
	1 総務管理費	4 6, 7 7 6
	2 徴税費	5, 5 8 5
	3 運営協議会費	2 6 7
	4 医療費適正化対策事業費	4, 1 7 9
2 保険給付費		2, 7 8 5, 9 2 0
	1 療養諸費	2, 4 2 8, 1 1 5
	2 高額療養費	3 4 8, 8 0 0
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	5, 0 0 3
	5 葬祭諸費	4, 0 0 0
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		8 3 6, 4 5 9
	1 医療給付費分	5 5 5, 3 9 3
	2 後期高齢者支援金等分	2 1 7, 4 0 3
	3 介護納付金分	6 3, 6 6 3
4 保健事業費		6 8, 2 8 3
	1 特定健康診査等事業費	4 9, 4 4 6
	2 保健事業費	1 8, 8 3 7
5 基金積立金		5 5 0
	1 基金積立金	5 5 0
6 公債費		1 0 0
	1 一般公債費	1 0 0
7 諸支出金		1 2, 2 8 1
	1 償還金及び還付加算金	3, 6 0 1
	2 繰出金	8, 6 8 0

單位：千円

款	項	金 額
8 予備費		1, 0 0 0
	1 予備費	1, 0 0 0
歳 出	合 計	3, 7 6 1, 4 0 0